

「常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業」の PFI法に基づくPFI事業としての実施について

茨城県土木部港湾課

担当：常陸那珂港整備推進担当

技佐 安藤 幸一

内線：4513 直通(301)4513

このたび、常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業をPFI法に基づくPFI事業として実施することとしましたのでお知らせします。

[PFI法：平成11年9月施行の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）]

1 事業の内容

(1) 事業の名称

常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業

(2) 公共施設の管理者

常陸那珂港港湾管理者 茨城県

代表者 茨城県知事 橋本 昌

(3) 事業目的

平成12年4月の供用開始を予定している常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設（以下「ターミナル施設」という）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して整備及び管理運営を行い、利用効率とサービス水準の向上、利用促進を図る。

(4) 提供される公共サービス

ア 公共サービスの内容

ターミナル施設を良好な状態で船社等第三者に利用させること及び利用促進を図ること。

イ 公共サービス提供のために事業者の行う事業

(ア) 国又は港湾管理者所有の施設を補完するターミナル施設の整備

(イ) ターミナル施設全体（国・港湾管理者所有の施設を含む）の一体的管理運営

(ウ) 取扱貨物目標量確保のための船社・荷主誘致活動

ウ 事業期間

20年間（延長可能）

図-1 PFI事業の役割分担図

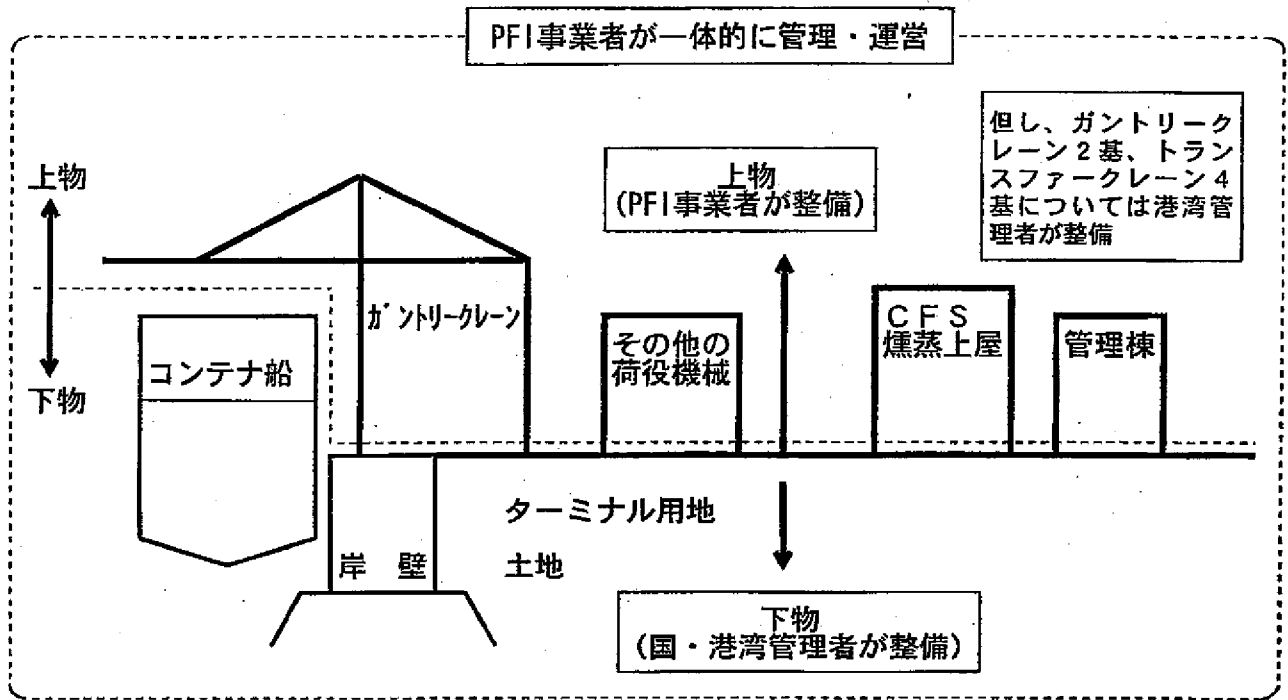
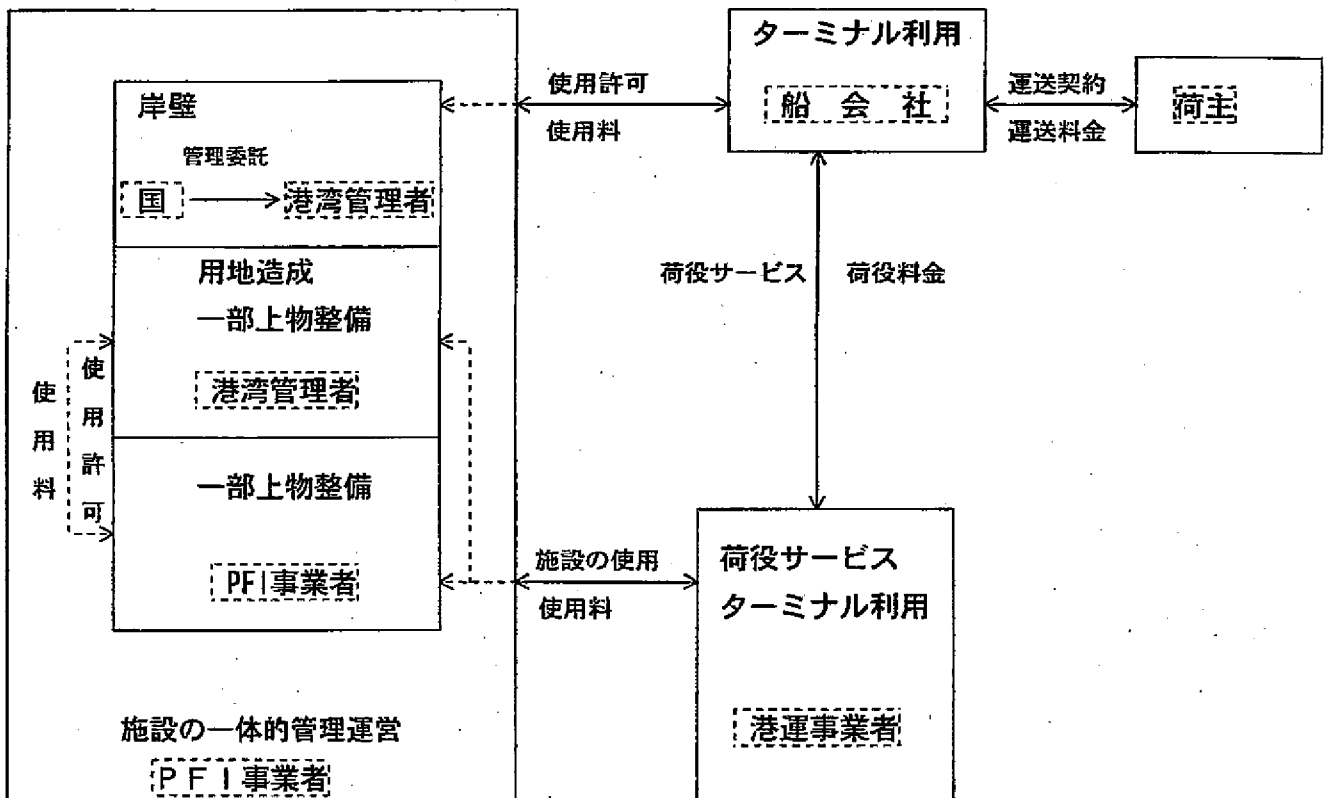


図-2 コンテナターミナル利用者等の関係図



2 PFI事業の効果

常陸那珂港のコンテナターミナルは、公共ターミナルとして多数の利用者による共同利用が予想される。PFI事業を実施しない場合は、港湾管理者は多数の利用者に直接使用許可するが、利用者はそれぞれの使い勝手の最適化（部分最適化）を求めて利用を行うため、ターミナル全体で見ると非効率な利用となるおそれがある。PFI事業を実施した場合、利用者ニーズに精通したPFI事業者によるターミナル施設全体の利用効率の最適化を追求した施設整備と管理運営が行われることにより以下の効果が期待できる。

①ターミナル施設の利用効率の向上・取扱容量の増大

- ・高効率な荷役機械、ターミナルオペレーションシステム等の導入
- ・利用者ニーズに対応した機能的・効率的な管理運営

②ターミナルの競争力の強化、利用の促進

- ・利用効率の向上、国の支援制度の活用などによる施設の利用料金の低減等
- ・積極的な船社・荷主誘致活動

③公的財政負担の軽減

- ・単位ターミナル当たりの取扱容量の向上による港湾管理者のターミナルの追加的整備数の削減
- ・取扱容量の増大による県所有施設の使用料収入の増大

3 常陸那珂港PFI事業スケジュール

PFI法	手 続 き	処 置 内 容	期 日 (予定)
5条	実施方針	告示 (県報登載) 公表	H12. 3. 23 H12. 3. 23~H12. 3. 29
6条	特定事業の選定	告示 (県報登載)	H12. 3. 23
8条	特定事業の客観的な評価	公表	H12. 3. 23~H12. 3. 29
7条	民間事業者の募集の公告 民間事業者の募集要項	告示 (県報登載) 配布期間	H12. 3. 23 H12. 3. 23~H12. 3. 29
	実施方針の意見受付期間		H12. 3. 23~H12. 3. 29
	民間事業者の応募期間		H12. 4. 10~H12. 4. 14
8条	民間事業者の客観的な評価	優先交渉権者の選定、公表	H12. 4. 17~H12. 4. 21
7条	民間事業者の選定	PFI事業審査委員会付議	H12. 4. 24頃
	PFI事業契約	契約書 (協定書) の締結	H12. 4月下旬
10条	選定事業の実施	契約書等に従い事業実施	H12. 5. 1~

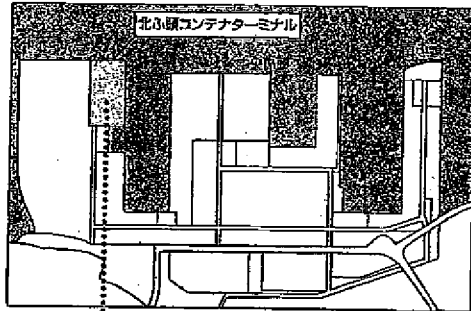
※ 常陸那珂港PFI事業審査委員会は土木部内に設置する。

受付期間 上記期間内でかつ土曜日及び日曜日を除く

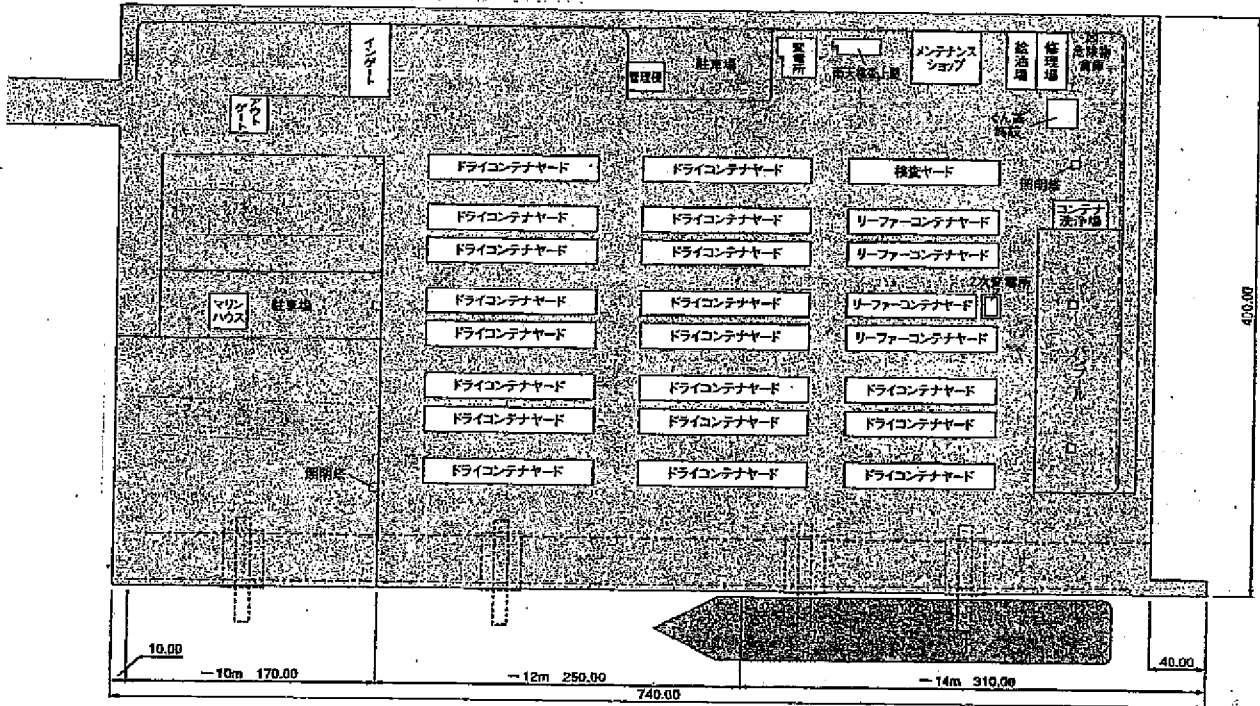
受付時間 午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

受付場所 茨城県土木部港湾課 (常陸那珂港整備推進担当)

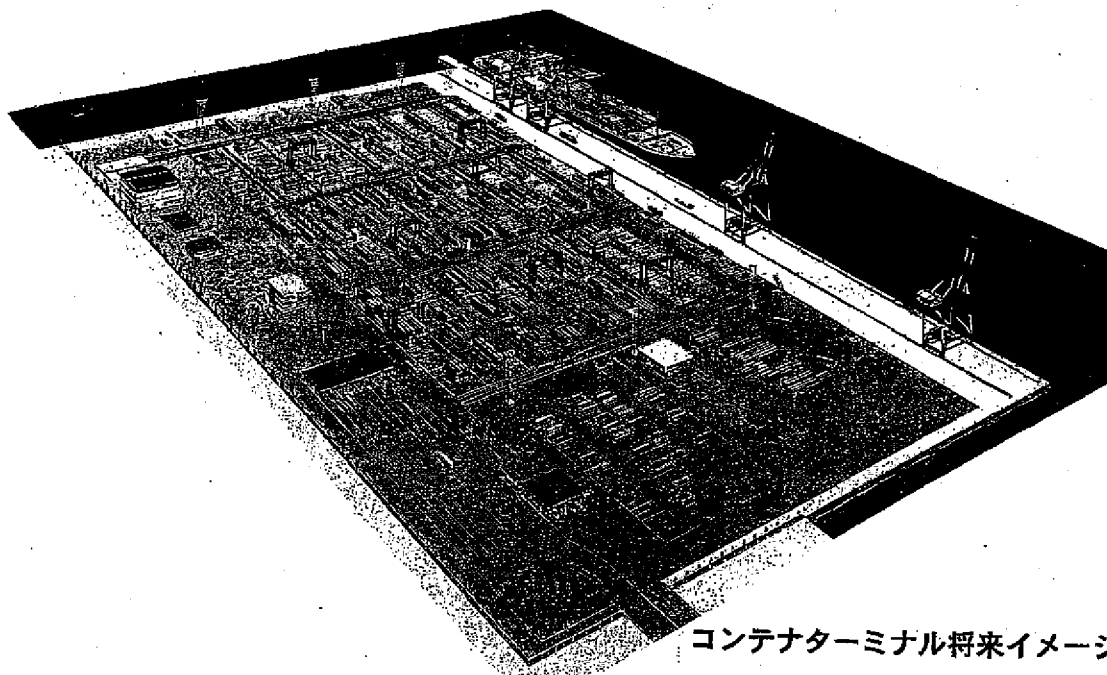
常陸那珂港コンテナターミナル



位置図



計画平面図



コンテナターミナル将来イメージ